

糸魚川市木質バイオマス活用推進計画

平成 24 年 3 月 30 日

新潟県糸魚川市

目次

1	バイオマス活用推進計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	バイオマス利用の現状と課題	1
	(1) 林地残材	
	(2) 木質系建築廃材	
	(3) 製材工場等残材	
	(4) 支障木等	
4	バイオマス活用に関する取組方針	2
5	バイオマス利活用取組方法	2
	(1) 林地残材	
	(2) 建築廃材	
	(3) 製材工場等残材	
	(4) 支障木等	
6	バイオマス利活用の推進体制	3
7	バイオマス利活用により期待される効果	3
	(1) 地球温暖化への貢献	
	(2) 森林の公益的機能の発揮	
	(3) 新たな産業・雇用の創出	
	(4) 市民の環境意識の高揚	
8	取組効果の検証	3

1 バイオマス活用推進計画策定の背景と目的

バイオマスは、再生可能な資源として、持続的な発展が可能な社会を実現していくうえで、一層の活用を推進していく必要があります。

このような中、平成21年度に制定された「バイオマス活用推進基本法」では、地方公共団体は、自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策の策定と実施の責務を有するとされています。

また、平成23年3月の東日本大震災後、国のエネルギー基本計画の見直しが打ち出され、8月には再生可能エネルギー特別措置法が成立するなど、再生可能エネルギーとしてのバイオマスを取巻く社会情勢、経済情勢等が大きく変化しています。

当市においては、市の面積の約9割を森林が占めておりますが、間伐材等未利用の資源について、バイオマス資源としての利用が進んでおらず、この豊富な資源の活用が課題となっています。

このような状況を踏まえ、当市のバイオマス資源の更なる活用を通じ持続可能な社会の実現に向けて、今後のバイオマス活用の推進の方向性を明らかにするため、糸魚川市木質バイオマス活用推進計画を策定するものとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、バイオマス活用推進基本法を受けて、木質系バイオマス（以下「バイオマス」という。）に限り、活用の推進を図る計画とします。

また、「糸魚川市環境基本計画」を上位計画に位置付け持続可能な社会を構築するための個別計画とします。

3 バイオマス利用の現状と課題

(1) 林地残材

間伐により発生する木材のうち、約3割は建築用材の他に合板材やチップ材と利用されていますが、それ以外は林地に放置され未利用となっています。これは、収集搬出に経費がかかるため、利用しても採算が合わないことが要因となっており、有効利用が課題となっています。

(2) 木質系建築廃材

建築廃材は、バイオマス発電の燃料として利用されています。

市内には、年間約3万トンの建築廃材と約3千トンの廃プラスチックを燃焼させて約3,000kwが出力可能な施設と、木質系建設廃材のほかに間伐材も受け入れて補助燃料に石炭30%を使用し、発電効率35%で国内最大規模の5万kwが出力可能な施設があります

建築廃材については、現状では比較的安定した供給となっていますが、安定的な発電にあたり原料の確保は重要な課題となっています。

(3) 製材工場等残材

製材工場から発生する端材の一部は製紙用に、おが粉はキノコ栽培に利用されています。しかし、端材のほとんどは焼却処分されていることから、有効的な利活用が課題となっています。

(4) 支障木等

公共工事等によって発生する支障木は、建築用材などに利用されていますが、焼却処分されているものもあり、有効的な利活用が課題となっています。

4 バイオマス活用に関する取組方針

バイオマスの利活用にあたっては、生産・収集・変換・利用の繋がりによる循環システムを構築することが重要であります。

このことから、本計画では、収集に経費がかかることから林地に放置されている林地残材について着目して、収集方法の効率化など検討しながら有効利用を重点的に進めることとします。

また、併せて供給体制整備とバイオマス利用の普及啓発により木材の地産地消を図るものとします。

なお、バイオマスの利活用は、民間の活力を利用することを基本としますが、利活用が全体的に進んでいない現状を考慮し、一定期間における行政の支援についても検討するものとします。

5 バイオマス利活用取組方法

(1) 林地残材

林地残材の利用にあたっては、市内で既に木質ペレットボイラーが導入されていることから、木質ペレット化を推進するものとします。

なお、具体的な取り組みとしては、需要の確保のため公共施設での導入促進に努めるとともに、一般家庭や企業への導入に向けた普及啓発活動や補助制度の検討をするものとします。

また、ペレットの安定供給のため原料となる林地残材の搬出方法の確立と調達経費及びペレットの製造経費の削減に努め、木質ペレットの低価格を目指すものとします。

(2) 木質系建築廃材

建築廃材は、バイオマス発電所で利用されていることから、引き続きその活用を推進するとともに、安定供給に向けて関係団体で情報の共有化を図ります。

(3) 製材工場等残材

焼却処分されている端材については、木質ペレットの原料利用について検討するものとします。また、収集方法及び引き取り体制の構築についても検討します。

(4) 支障木等

建設工事等による発生する支障木の全体量の把握に努め、搬出や輸送にかかる経費について考慮し、ペレット原料利用について検討します。

6 バイオマス利活用の推進体制

バイオマス資源の利用推進のため「糸魚川市環境基本計画」に基づき、市民の理解と協力のもと行政と関係機関が連携した取り組みを進めることとします。

なお、本計画の着実な実行のため、林業、商工業、行政などの関係団体が一体となって、バイオマスの活用推進体制を構築するとともに情報の共有化を図ります。

7 バイオマス利活用により期待される効果

(1) 地球温暖化への貢献

木質ペレット燃料の利用により、軽油・灯油等の化石燃料を削減することができ、二酸化炭素の削減が期待されます。

(2) 森林の公益的機能の発揮

木材の利活用により森林の適正な管理につながり、森林の保全と森林が持つ公益的機能の維持増進が図られます。

(3) 新たな産業・雇用の創出

バイオマス変換施設への雇用と、関連産業における起業が期待されます。

(4) 市民の環境意識の高揚

バイオマス変換施設やバイオマス利用施設を環境学習の場として提供することで、環境に対する意識の高揚が期待されます。

8 取組効果の検証

本計画の進捗管理は、林業、建設業及び関係団体により組織する「糸魚川市森林林業振興協議会」において、実績の把握や課題等を整理するものとします。